

「電力安全課メールマガジン」をお読みいただきありがとうございます。

皆様の業務のお役に立てていただければ幸いです。

【目次】

1. トピックス
2. 新着情報

1. トピックス

■ 使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈（20160531商局第1号）の一部改正について

使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈（20160531商局第1号）の一部改正を令和6年11月29日付けで行いましたので、お知らせいたします。

本規程は、令和6年11月29日から効力を有しています。

既にご存じの方もいらっしゃると思いますが、令和6年4月1日付けで「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布されました。上記の措置の実施を確保するため、使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈（20240318保局第1号）について、太陽電池発電設備（小規模事業用電気工作物に限る。）に上記の接触防止措置が施されているかを、事業者において確認することとする旨の改正を行いました。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/11/20241129-1.html

■ 2024 年度冬季の電力高需要期における電気設備の保安管理の徹底について

発電事業者各位におかれましては、日頃より電気設備の保安と安定供給の確保に努めていただいているところですが、冬季の電力需要期及び雪害期を迎えるに当たり、火力発電設備や再生可能エネルギー発電設備を中心に巡視・点検の強化等により、電気設備の事故防止に万全を期すとともに、万が一の事故発生時にも早期復旧が可能となるよう事前対策の徹底を求めます。

加えて、事前の防災態勢の整備の他、類似の事故防止のため、事故発生後の迅速な情報発信（事故概要・復旧見通しを含む。）についても徹底することを求めます。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/10/20241030-1.html

■ 2024 年度冬季の自然災害に備えた電気設備の保安管理の徹底について

再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度の施行以降、太陽電池発電設備や風力発電設備が急激に増加している中、近年の豪雨や台風等では、太陽電池パネル等の崩落や飛散、雷撃を受けた風車のブレードの折損・発電所構外への飛散などといった事故が発生しました。需要設備においては、非常用予備発電装置を設置しているにもかかわらず、点検が実施されていなかったために不具合を発見できず、被災時に動作しなかった事例が発生しています。

同様の事故を防止するためには、太陽電池発電設備や風力発電設備の入念な点検を実施するとともに、非常用予備発電装置の動作確認を含めた定期的な点検を保安規程に基づき適切に実施するなど、万全を期することが重要です。

つきましては、冬季の自然災害に備え、電気工作物の入念な点検を実施するとともに、必要に応じて電気工作物の設置者に対し、補強や補修、修理について指示や助言をするなど、電気設備の保安管理について徹底することを求めます。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/10/20241030-2.html

■ 電気設備の技術基準の解釈の一部改正について

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 電力安全課は次のとおり、「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正を行いました。

<具体的な改正内容>

- (1) 電技解釈で引用している JIS 規格等を最新のものに更新
- (2) IEC 60364 シリーズ改定、IEC 61936-1 規格の制改定への対応
- (3) 高圧の EV 用急速充電設備に関する保安要件の追加
- (4) 電力保安通信用電話設備の設置場所に係る運用の柔軟化

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/20241022-4.html

■ 「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示」等の一部改正について

令和 6 年 11 月 14 日付けで「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示の一部を改正する告示」が公布されました。

併せて、「主任技術者制度の解釈及び運用」及び「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示第一条の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間の確認に係る運用について」の一部改正を令和 6 年 11 月 15 日付けで行いましたので、お知らせいたします。

なお、施行日は、令和 6 年 11 月 15 日となります。

詳細はこちらをご覧ください。[経済産業省産業保安グループ電力安全課]

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/11/20241115-1.html

2. 新着情報

■電気事故＜事業用（自家用）電気工作物＞

◇速報＜9～11月受理分＞（主な発生事故。今後変更となる可能性があります）

【感電等死傷事故】

令和6年9月中に「1」件発生しました。

- ・設備台帳に記載されていた低濃度 PCB 含有可能性電気工作物の現存確認を管理技術者が行った際、充電中の LBS に触れて感電負傷した。管理技術者は保護具を着用していなかった。《故意・過失（作業者の過失）》

【波及事故（事故報告対象のみ）】

令和6年9月中に「4」件、令和6年10月中に「1」件、令和6年11月中に「1」件発生しました。

【破損事故】

令和6年9月中に「1」件、令和6年10月中に「1」件発生しました。

- ・異常高アラームが発報し、ボイラーの緊急停止シーケンスが作動し、タービントリップとなった。その後、外観点検及び内部点検を行ったところ、ボイラー天井管破損が確認された。《原因調査中》
- ・水力発電所の制御所で発電出力低下が確認されたため、ダム水路主任技術者が現地を確認したところ、導水路のコンクリート構造物の底部が陥没していた。《保守不備（保守不完全）》

【物損等事故】

令和6年9月中に「1」件発生しました。

- ・太陽光発電所のパネルが隣の敷地まで飛散していた。《自然現象（風雨）》

【発電支障事故】

令和6年9月中に「1」件発生しました。

- ・発電所補機室の一部機器から出火し、トリップした。《原因調査中》

■メルマガバックナンバー

これまでに発信したメルマガのバックナンバーはこちら。

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/electric/mailMagazine.html>

[illegible]

※本メールは、送信専用のアドレスで配信されています。

このメールに返信されても、返信内容の確認及び御返答ができません。

※本メルマガの配信先の変更・追加・削除等ございましたら、次のURLから登録してください。

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/electric/mailMagazine.html>

発行：中国四国産業保安監督部 電力安全課

中国四国産業保安監督部HP

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/index.html>

中国四国産業保安監督部 twitter

<https://twitter.com/hoanchugoku/>